

## 意見書に対する松江市の見解

松江圏都市計画道路の変更（松江市決定）  
路線名： 3・6・53号 摂屋馬潟線

番号	要旨	松江市の見解	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の設置後の維持管理について、予算がつかないのか、除草、土砂撤去がされていない。責任所在を確認すると地元でやってくれと言われる。維持管理できないのであれば、今後の都市計画を見直すべき。</li> <li>都市計画で道路を造るのであれば、環境アセスメントを実施してください。造成後被害が発生しては困る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路は市民生活に欠かせない重要な都市基盤であり、その役割を果たすためには適切な維持管理が必要であると認識しています。現在、維持管理にあたっては、道路管理者により対応していますが、限られた予算の中でより効果的に実施するため、道路愛護団事業により地域住民の皆さんや企業の方々の協力を得ながら担っていただいております。引き続き維持管理の予算を確保するとともに、よりきめ細やかな対応ができるよう努めてまいります。</li> <li>道路の計画にあたっては、一定規模以上（4車線 5km 以上の一般国道・県道・市町村道）については環境影響評価法あるいは島根県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を実施することとなっています。</li> <li>本道路計画については、対象となる規模にあたらないため、環境影響評価は実施しておりませんが、整備工事の実施にあたっては周囲への影響が生じないよう努めてまいります。また、整備後に基準を上回る騒音・振動等の影響が生じる場合には、必要な対策を検討してまいります。</li> </ul>	